

認定講師規約

第1条（本講師規約の範囲）

本規約は、一般社団法人日本ボディジュエリー協会（以下本法人とする）が認定する講師として活動するに際し、本法人と講師との間に適用する。

第2条（資格の付与）

講師が次に掲げる全ての要件を満たした場合、本法人は講師に対し講師資格（以下「本資格」という）を付与する。

（1）本法人が主宰する講師養成講座（以下「本講座」という）を受講し認定講師試験に合格すること。なお、本講座の受講をするための条件、開催の要項、講座の内容、合格の要件等については、本法人が別に定める規程によるものとする。認定講師試験の審査が通らなかった場合、講師活動ならびにスクール活動を実施してはならない。

（2）本法人が別に規定する本資格の認定料、入会金及び年会費を、本法人の指定する銀行口座に振込む方法もしくはクレジットカードで支払うこと。

2 本資格の付与の効力は、講師が前項の全ての要件を満たし、講師が本規約に同意し、本法人が講師に対して本資格の認定証を引渡したときに生じる。各種プロコースのディプロマ（認定書）発行については、本法人が発行するものとする。

3 認定講師の有効期間が終了した場合、講師が受けた本資格の付与の効力は喪失するものとする。

第3条（講師申込の拒否）

本法人は、講師の申し込みに対し、以下の各号の場合は、申し込みを拒否することができるものとする。本法人は、申し込みを拒否したことについて一切の責任を負わず、また申し込み拒否の理由を、申込者に説明する義務を負わないものとする。

（1）申込者の情報に虚偽がある場合または不明確な場合

（2）過去に禁止事項を行い本法人が契約を解除したことがある元講師からの申し込みの場合

（3）犯罪者、犯罪組織、その他公序良俗に反する利用が想定できる申込者の場合

（4）その他、本法人が講師にふさわしくないと判断する組織、団体、および個人からの申し込みの場合

第4条（会費）

認定講師は次の各号の定めるところにより会費を納入する。

（1）入会金 20,000円 年会費 12,000円

第5条（会費の払い戻し）

講師が納入した会費については、その理由の如何を問わず、払い戻しを行わない。

第6条（会費の納期）

会費の納入は、年1回とし、毎年8月末日までに納入をしなければならない。ただし、新規講師は、認定時に納入するものとする。

第7条（中途入会の会費及び納期）

事業年度の中途に入会した認定講師の当該事業年度の会費年額は、第4条に準じる。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。支払方法は、銀行振り込みもしくはクレジットカード払いとする。

第8条（有効期間と更新）

認定講師資格の有効期間は、毎年9月1日翌年8月31日までとする。但し、途中入会を認めるものとする。途中入会の場合は、講師が前条第2項によりその資格の付与を受けた日の翌日から同年8月31日までとする。（ただし入会が9月1日から12月31日までの場合は翌年8月31日までとする。）講師資格は更新できるものとする。更新後の有効期間は更新のときから1年間とし、その後もまた同様とする。

2 講師が、次に規定する全ての要件を満たした場合、講師資格は更新されたものとし、講師は本資格の付与を受け続けるものとする。

- (1) 講師が別に規定する認定料・年会費を本法人に対して支払うこと。
- (2) 講師の技能を維持する等の目的で本協会が講座を開催する場合は、同講座を受講し修了すること。
- (3) 本法人より講師資格を更新しない旨の通知を受けていないこと。
- (5) 次項の異議を述べていないこと。
- (6) 本規約に違反していないこと。

3 更新の日より1箇月前までに、本法人が講師に対して本規約の条項の変更をする等更新後の規約内容を変更する旨及び変更後の内容を通知した場合において、講師が本法人に対し同通知の日から2週間以内に異議を述べない場合は、更新後の規約内容は同変更内容どおりに変更されたものとみなす。

4 前項の場合を除き、更新後の規約内容は更新前と同一とする。

第9条（再認定）

第14条により資格を喪失したものが再認定を希望し、本法人がそれを認めたときは、再認定が認められる。

2 再認定に際しては、所定の認定料を改めて納入しなければならない。

第10条（講師の権利）

講師は本法人より本資格の付与を受けた場合は、次に掲げる権利を有するものとする。

(1) 通常コースのボディジュエリー講座を自ら主催すること。（認定講師コースに関しては本法人総本部認定校で行うものとする。）

- (2) 本法人の主催する講座の講師を本法人の依頼により務めること。
- (3) 本法人からのサービス・道具・販売用DVDの講師価格での購入。
- (3) 次に掲げる呼称を肩書きとして使用すること。

認定講師

第11条（講座開催）

- 1 講師は、ボディジュエリー講座を開催する場合、スクール料金は、本法人が定める価格表に従うものとする。
- 2 講師は、ボディジュエリー講座を開催する場合、本法人が指定する教材、道具を使用するものとする。
- 3 講師は、講座内容および指導内容については、本法人が指定する指導方法に従い指導にあたるものとする。
- 4 講師の主催する講座運営にかかる費用は、講師の負担とする。
- 5 本法人はいつでも、講師の主催する講座の開催場所に立ち入り、講座の内容を確認することが出来るものとする。
- 6 講師が本条により生じる義務に違反した場合、本法人は講師に対し、直ちにその主催する講座の開催の中止を求めることが出来る。その中止により講座の受講生において損害を生じた場合は、全てその賠償は乙において

なすものとし、講師は本法人に対し求償は出来ない。

第 12 条（講師の義務）

- 1 講師は、本法人の活動方針を尊重し、本法人の趣旨に反する活動をしてはならないものとする。
- 2 講師は、本法人のイメージを傷つけることがないように、誠実に講座を開催するものとする。
- 3 講師は、講座の受講生への対応、フォロー等、誠実に対応するものとする。

第 13 条（禁止行為）

講師は、活動するにあたり、次の各号記載の行為を行わないものとする。講師が当該行為を行っている恐れがあると本法人が判断する場合には、講師資格の停止や解除、本法人からの脱退等、本法人が適当と認めるあらゆる措置を講じることができるものとします。

- (1) 受講生の個人情報を不正に利用する行為。
- (2) 本法人が定める価格表と違う価格で講座を開催すること。
- (3) 本法人のカリキュラムをアレンジし、またはその他のものとミックスし、独自に名称を変えて講座を開設、または協会を立ち上げること。
- (4) 本法人と競合する教室を開催すること。
- (5) 講座の講師を第三者に委託すること。
- (6) 本資格を第三者に譲渡すること。
- (7) 本法人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害するような行為。
- (8) 他人の著作権、商標権等の知的財産権、または他人の肖像権、プライバシー権を侵害するような行為。
- (9) 他の講師に迷惑のかかる行為。
- (10) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- (11) 協会の運営に支障を与える行為。
- (12) 故意、過失を問わず法令に違反する行為。
- (13) 公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為。
- (14) その他、本法人が不適切と判断する行為。

第 14 条（講師資格の剥奪）

本法人は、講師の行為が以下の各号のいずれかに該当する場合、講師の承諾なく資格の権利を停止し、講師資格を剥奪することができる。資格を失った場合には講師活動ならびにスクール活動を実施してはならない。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 前条の禁止行為に該当する行為があったと本法人が判断した場合
- (3) 講師の情報に虚偽の内容があることが判明した場合
- (5) 本法人の活動に対する妨害の行為があった場合
- (6) 講師資格を不正に利用した場合
- (7) 講座の受講生より度重なるクレームが本法人に届いた場合
- (8) その他、本法人が不適切と判断した場合

（秘密保持）

第 15 条 講師は講師資格の有効期間中並びに資格有効期間終了後、本法人によって開示された、もしくは本事業に関する業務の遂行過程で取得した、本法人固有の技術上、営業上その他事業の情報（以下「秘密情報」という）を秘密として扱うものとし、これらの情報を講師活動の目的以外に使用し、または第三者に開示してはなら

ない。

第 16 条（資料・情報等の返還）

講師は本資格を喪失した場合、講座の内容その他本法人から受けた本事業に関する情報の一切を、本法人に対し返還するものとする。

第 17 条（賠償責任）

講師は、本規約に違反することにより、または講師としての活動に関連して本法人に損害を与えた場合、本法人に対しその損害を賠償するものとする。

第 18 条（免責事項）

1 本法人は、本規約で特に定める場合を除き、講師が講師としての活動に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとする。

2 本法人は、講師が講師としての活動により、講座の受講生または第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとする。

3 講師は、講師としての活動に伴い、受講生または第三者に対して損害を与えた場合、受講生または第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決する。講師が講師としての活動に伴い教室の生徒または第三者から損害を受けた場合または第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とする。

4 本法人は、活動の中断、停止、利用不能または変更、消失、もしくは講師資格の剥奪、その他の法人の活動に関連して講師が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

第 19 条（確認条項）

本資格の付与は、本法人が講師に対して、講師の事業における成果を何ら保障するものでなく、又、各講座の開催を含めた講師の行う事業に関して一切の責任を負うものでないことを確認する。

第 20 条（本規約の変更）

本法人は、本規約の内容を自由に変更できるものとします。その場合の講師の活動条件は、変更後の新規約によるものとします。その場合、変更する前に講師に新規約を通知するものとします。

第 21 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本国が定める法律、法令、政令が適用されるものとします。

第 22 条（合意管轄）

本法人と講師との間で訴訟の必要が生じた場合、本法人の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

平成 26 年 9 月 1 日制定